



消耗品費で購入できるもの

①原状復帰等に必要なもの

特定の団体が使用する物品の購入費用や、消耗品の購入以外の費用は対象外

②2万円未満の物品

単価が2万円以上だと「備品」扱いとなるため消耗品費からの支出不可

×購入できないものの例

例：ラインパウダー、ビブス、ボール等
→ 活動のために必要なものは×
物品の修繕や委託にかかる費用
→ 消耗品費からの支出は×

○購入可能なものの例

・清掃等原状復帰に必要なもの
例：モップなどの清掃用具やレーキ等の整地用具、トイレ用品など
・開放で損耗した設備・備品の補修に必要なもの 例：校庭の砂、ワックス等
・開放委員会で使用する事務用品等

不明な場合は購入前に御相談を！

領収書

5年間保存

（精算では複写を提出）

①期間

令和6年度の委託契約では、
日付が令和6年4月1日から
令和7年3月31日の領収書が有効です

②宛名

宛名が「●●学校学校施設開放運営委員会」になっている領収書が有効です。

領収書の宛名を確認してください

領収書

〇〇小学校学校 学校施設開放運営委員会 様 令和4年 5月1日

¥ 5,400-

上記の金額正に領収いたしました。

但 砂代として

川崎市川崎区宮本町 川崎路合
株式会社 川崎路合
代表 川崎路合

指導員謝礼



開放指導員への謝礼は、開放に伴う利用団体への指導・監督、新規団体の受付や利用調整会議の開催・資料作成、利用報告書の集計などの事務を担うことに対する報酬としてお支払いするものです

開放していない期間や業務実態がない場合には、謝礼を戻入していただきます

使わなかった分は？

指導員謝礼で開放しなかった期間がある場合や開放指導員の業務実態がないと認められる場合、ほかの経費で使わなかった経費がある場合、**返金（戻入）の対象**です

年度末の精算時に返金（戻入）していただきます
手続きで不明な点はお相談ください